

# マイポケットデベロッパープログラム ガイドライン

第 1.0 版

2014 年 7 月 10 日  
NTT コミュニケーションズ株式会社

## 改版履歴

日付	版	変更内容
2014/7/10	1.0	初版

## 目次

1. はじめに.....	1
2. APIをご利用頂くための手続き.....	2
2.1. APIのご利用にあたって.....	2
2.2. 概要.....	2
2.3. アプリケーション登録.....	3
2.3.1. アプリケーション登録に必要なもの.....	3
3. APIご利用にあたっての基本レギュレーション.....	4
3.1. アプリケーション名称.....	4
3.2. APIの利用用途の記載.....	4
3.3. エンドユーザの認証情報の取り扱い.....	4
3.4. お問い合わせサポート.....	5
3.5. API利用履歴の当社利用に関する許諾表記.....	6
3.6. 公序良俗に関するレギュレーション.....	6
3.6.1. 当社のユーザの信頼に背くもの.....	6
3.6.2. 品位に欠け、他人を中傷したり名誉を傷つけたりするもの.....	7
3.6.3. 社会倫理に沿わない、または関係法規に反するもの.....	7
3.6.4. 青少年の健全な育成を妨げるもの.....	8
3.7. ご注意事項.....	8

# 1. はじめに

---

マイポケットデベロッパープログラムの API ご利用にあたっては、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます）が別途定める「マイポケットデベロッパープログラム利用規約」（以下「利用規約」といいます）に加え、本ガイドラインが適用されます。本ガイドライン（特にレギュレーションに関する事項）が適用される範囲は、API を利用するサービス（以下「API 利用サービス」といいます）のリンク先、広告掲載などの外部接続先も含まれます。

また、ご利用される API によっては個別にガイドライン（以下「個別ガイドライン」といいます）が規定されている場合があります。当該 API については、本ガイドラインのほか、個別ガイドラインも適用され、本ガイドラインと個別ガイドラインの間に矛盾等がある場合には、個別ガイドラインが優先的に適用されますのでご注意ください。

当社では、API を利用するアプリケーションおよびその API 利用サービス内容を随時確認させていただきます。本ガイドラインおよび個別ガイドラインに沿わないケースが発見された場合は API のご利用を停止させていただきますので、よくお読みになって API をご利用ください。

当社は本ガイドラインの内容を変更することがあります。マイポケットデベロッパープログラムのご利用にあたっては最新のガイドラインを参照してください。

## 2. API をご利用頂くための手続き

### 2.1. API のご利用にあたって

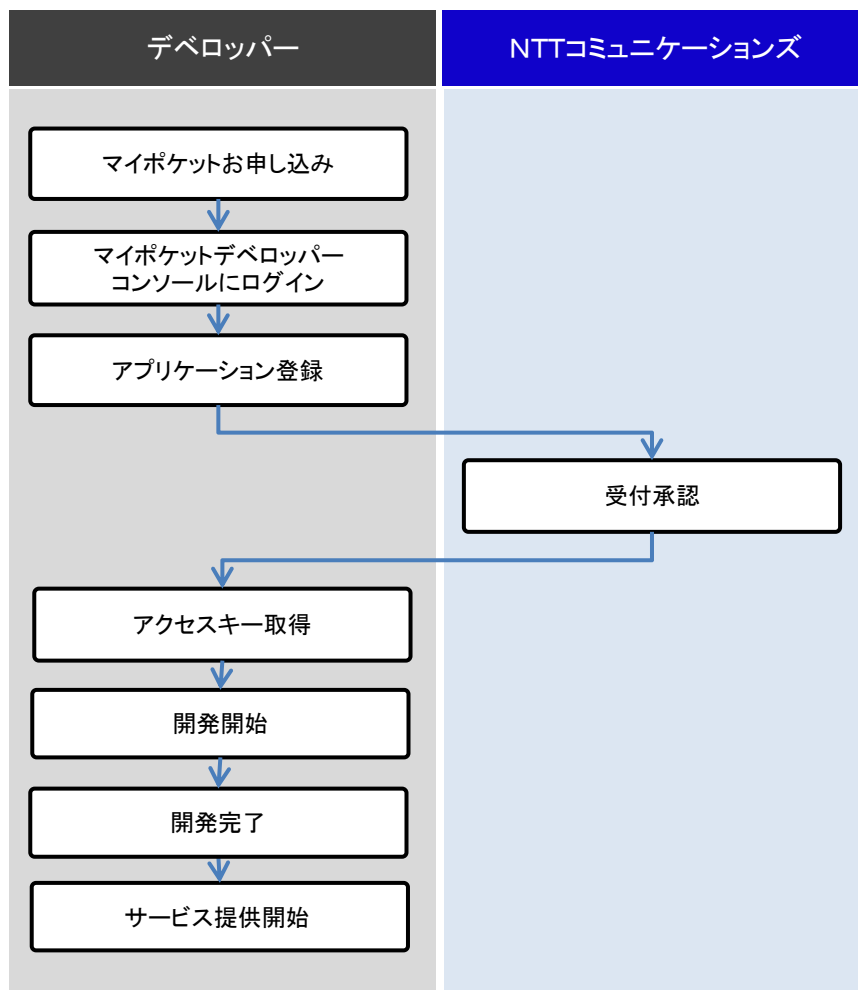
API のご利用にあたって、マイポケットの ID とパスワードが必要になります。

マイポケットの ID とパスワードをお持ちでない方は、事前に、マイポケットのお申し込みを行ってください。マイポケットにご契約中の ID とパスワードでマイポケットデベロッパーコンソールへログインし、利用規約に同意のうえ、API をご利用頂くための手続きを行ってください。

### 2.2. 概要

開発および商用利用にあたって、API をアプリケーションから実行するための「アクセスキー」が必要となります。下記フローに従ってアプリケーションの登録を行い、アクセスキーを取得してください。

なお、登録はアプリケーションごとに行う必要があります。複数のアプリケーションで同じアクセスキーのご利用はできません。



## 2.3. アプリケーション登録

API をご利用頂くために、開発するアプリケーション情報の登録を行っていただきます。マイポケットデベロッパーコンソールにログインし、「新規登録」からアプリケーションの登録を行ってください。登録後、アクセスキーが発行されます。デベロッパーはそのアクセスキーをご利用頂くことでアプリケーションの開発が可能となります。本ガイドラインおよび個別ガイドラインをよくご確認のうえ、ご利用ください。

### 2.3.1. アプリケーション登録に必要なもの

アプリケーション登録をするためには、マイポケットデベロッパーコンソールで以下の事項をご登録頂く必要があります。

NO	項目		概要
1	アプリケーション名	必須	開発するアプリケーションの名称
2	アプリケーションの説明	任意	開発するアプリケーションの内容(提供概要を記載)
3	アプリケーションの Web サイト	任意	API 利用サービス提供のサイト URL
4	メールアドレス	必須	開発するアプリケーションに関する連絡先メールアドレス

## 3. API ご利用にあたっての基本レギュレーション

当社は、登録内容が本ガイドライン、個別ガイドラインおよび利用規約に沿っているか確認いたします。登録内容が本ガイドライン、個別ガイドラインおよび利用規約に沿わないケースが発見された場合は、APIのご利用を停止させて頂く場合がありますのでご注意ください。

### 3.1. アプリケーション名称

「My Pocket」「マイポケ」を含むアプリケーション名称での使用を禁止します。別契約によって許可された場合を除き、デベロッパーは紛らわしい商標を利用することはできませんので、独自の名称で登録してください。

### 3.2. API の利用用途の記載

エンドユーザの認証を必要とするAPIを利用開始する際にはサービス上で必ずマイポケットを利用すると何ができるのか、エンドユーザにはどう見えるのか等利用用途を記載のうえ、API の認証画面に遷移してください。また、認証する場合は必ずそのサービス上で認証をエンドユーザに対して行ってください。別サービスで取得したアクセストークンを使ってのAPI利用は禁止します。

認証画面での表記は以下のサンプル文章の記述内容に従ってください

(サンプル)

マイポケットの認証を許可することで次の動作を行う可能性があります。

【以下の項目よりAPI利用サービスで利用しているAPIの機能すべてを表示】

- ・あなたのマイポケットに保存されているファイル、フォルダ、アルバムの取得
- ・あなたがマイポケットに登録しているタグの取得
- ・あなたのマイポケットへのファイルのアップロードやフォルダの作成
- ・あなたのマイポケット内のファイルのマイポケット内へのコピー
- ・あなたのマイポケットへのタグの登録

### 3.3. エンドユーザの認証情報の取り扱い

APIで利用したエンドユーザの認証情報(ID、パスワード、アクセストークン)は、本API以外でのご利用を禁止します。

上記の認証情報をAPI利用サービスで保存するときは、API利用サービス以外からは参照できない方式で暗号化して保存してください。

また、認証情報の保存を行った場合は、必ずエンドユーザ自身が任意に認証情報をAPI利用サービスから削除できる仕組みを提供してください。

### 3.4. お問い合わせサポート

API 利用サービスに関するエンドユーザからのお問い合わせについては、API 利用サービス提供者様ご自身にてご対応頂きます。API 利用サービス内のわかりやすい場所に API 利用サービス提供者様への「お問い合わせ先」(確実に連絡の取れるメールアドレス、または電話番号)を明記するか、または同内容が確認できるページへのリンクをご用意頂くようお願いいたします(リンクとする場合、表記は「お問い合わせ」またはそれに類する表現としてください)。



### 3.5. API 利用履歴の当社利用に関する許諾表記

API を利用したアプリケーション提供にあたり、エンドユーザの API 利用履歴を当社サービスの向上のために利用します(利用規約第 26 条参照)。このため、エンドユーザに提供される API 利用サービス内のわかりやすい場所(提供条件等を含む)に「本サービスご利用にあたり、当社提供の API を利用していること、および当該 API 利用に伴うお客様の API 利用履歴を当社側でサービス向上のために利用すること」を明記するか、または同内容が確認できるページへのリンクをご用意頂いたうえで、エンドユーザの同意を得てください(リンクとする場合、表記は「API 利用にあたって」またはそれに類する表現としてください)。

### 3.6. 公序良俗に関するレギュレーション

以下の一に該当する場合は、マイポケットデベロッパープログラムサービスの提供をお断りさせて頂く場合があります。

#### 3.6.1. 当社のユーザの信頼に背くもの

API 利用サービスは、良識のあるもので、当社のユーザ(以下「当社ユーザ」といいます)の信頼に背くものであってはなりません。

<提供できない API 利用サービスの具体例>

- ① API 利用サービスの提供主体や目的が不明のもの
- ② API 利用サービスを有料で提供する場合は、お客様に表示している提供価格の対価が曖昧のもの、または、不正な課金行為など悪質な行為
- ③ API 利用サービスにおける表現が虚偽または不正確のもの(例: 根拠のないギャンブル・投資の予想)
- ④ API 利用サービスが公序良俗に違反するもの(例: 性表現、暴力表現、犯罪助長など)
- ⑤ API 利用サービスの内容が非科学的または迷信に類するもので、当社ユーザを困惑させ、不安を与える恐れがあるもの
- ⑥ API 利用サービスが政治団体、宗教団体その他の団体への加入を勧誘し、または寄付を求めるもの
- ⑦ API 利用サービスにおいて、通常知覚できない技法により当社ユーザの潜在意識に働きかける表現(サブリミナルなど)が用いられているもの
- ⑧ 当社の承諾がないのに、API 利用サービスの内容を当社が推薦、保証しているかのような表現を用いたもの
- ⑨ API 利用サービスが社会風俗に著しい悪影響を与える恐れのあるもの
- ⑩ API 利用サービスが多数の当社ユーザに不快感を与える恐れのあるもの
- ⑪ API 利用サービスの内容が多数の当社ユーザの性的感情を害する裸などの画像を含むもの(性行為を連想させる表現、脱衣とみなされる表現を含む)

### 3.6.2. 品位に欠け、他人を中傷したり名誉を傷つけたりするもの

API 利用サービスは品位に欠け、他人を中傷したり、名誉を傷つけたりするものなどであってはなりません。

＜提供できない API 利用サービスの具体例＞

- ① API 利用サービスの内容が、他人を中傷したり、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となる恐れがあるもの（例：コミュニティの形成を目的とするサービスにおいて、プライバシーの保護、誹謗中傷への書き込み配慮がない、容易に不特定のお客さまと「出会い」を誘導する恐れがあるもの）
- ② API 利用サービスの内容が、人種、国籍、職業、性別、境遇、思想、信条、精神的・肉体的障害などにより不当に差別したり、差別を助長するもの
- ③ API 利用サービスの内容が、当社の提供するサービスを不当に否定、または中傷するもの

### 3.6.3. 社会倫理に沿わない、または関係法規に反するもの

API 利用サービスは、社会倫理に沿うもので、関係法規に反するものであってはなりません。

＜提供できない API 利用サービスの具体例＞

- ① 犯罪その他の法令違反行為を推奨、肯定、もしくは助長する恐れのあるもの（景品表示法、健康増進法、医師法、薬事法、賭博法、特定商取引に関する法律、資金決済法などへの違反行為）
- ② わいせつ物、児童ポルノの売買などを行うもの、売春、児童売春を助長するもの（出会い系サイト規制法、売春禁止法への違反行為）
- ③ 15歳以下の児童を被写体とした写真集など
- ④ 賭博を行い、または富くじの売買などを肯定もしくは助長する恐れのあるもの（クイズ懸賞については過度に課金を煽らない仕組みへの配慮、景品表示法の範囲内、賭博罪にあたらぬ旨の弁護士見解書の提出をして頂く場合があります）
- ⑤ 無限連鎖講、マルチ商法を行うもの
- ⑥ 窃盗、強盗、詐欺、恐喝、横領、背任その他の犯罪により入手した商品等の売買などを行うもの（効果効能への過大広告、執拗な勧誘、詐欺行為などが多い業種を扱うサービスも不可とします）
- ⑦ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する商品等の売買などを行うもの
- ⑧ 覚せい剤、麻薬、向精神薬、大麻、あへん、毒物、劇薬の使用を肯定もしくは助長する恐れのあるもの
- ⑨ 国際親善を害する恐れのあるもの
- ⑩ 他人の名義を冒用するもの
- ⑪ 氏名、肖像、商標、著作物などを権利者の承諾を得ることなく無断で使用したもの（出版物等の著作権元、タレント・アーティスト・スポーツ団体などの権利元、情報配信権利元とのコンテンツ提供契約確認が必要なサービスについては、情報配信権利元との提供契約書の提出をして頂く場合があります。RSSリーダーでニュースをプリセットしたものを提供する場合は、情報配信権利元との提供契約書をサービス審査の申請時に添付してください）
- ⑫ 公職選挙法その他の法令諸規則に違反または違反するおそれがあるもの

### 3.6.4. 青少年の健全な育成を妨げるもの

API 利用サービスは青少年の健全な育成を妨げるものであってはなりません。

<提供できない API 利用サービスの具体例>

- ① 射幸心や購買欲を過度に煽る恐れのあるもの
- ② 青少年の健全な育成に対して配慮することなく、暴力など個人の生命、身体の安全を害する恐れのある反社会的な行為を肯定・礼賛する表現を用いたもの（風俗営業法など、青少年への配慮が必要なサービスへの年齢注意喚起を必須とします）
- ③ 青少年が模倣した場合に生命身体の安全を害する可能性がある場合にあらかじめ注意を呼びかけるなどの措置をとらないもの、健全な社会通念に反し、品性を損なうような表現のもの（医療行為、医療行為と誤認させるような恐れがある、治療を目的とする疾患名を含むサービスはご遠慮下さい）自殺、自傷に及ぶ内容、深刻なものの取扱い(例)自殺マニュアル、リストカット対処等、向抗精神薬を推奨する内容表現、美容整形を推奨する内容表現 ※医療相談については厚生労働省の「医師法違反に該当しない」旨の意見書を提出して頂く場合があります。
- ④ 青少年の健全な育成に照らして、健全な社会通念に反し、品性を損なうような表現のもの

### 3.7. ご注意事項

【本基本レギュレーション変更の可能性】

当社は本基本レギュレーションを、開発者様およびエンドユーザのニーズ、社会情勢、当社を取り巻く環境などの変化、運営方針の変更などをふまえて、変更することがあります。

【API のご利用をお断りするケース】

上記に定める他、当社が推奨できないと総合的に判断した場合には、開発者様による API のご利用をお断りする場合があります。